

監 査 報 告 書

令和6年6月4日

特定非営利活動法人ウィーログ

代表理事 織田 友理子 殿

監 事 内 野 真 人 ⑩

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ウィーログの令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の事業報告書及び財務諸表等（活動計算書、貸借対照表及び財産目録）について監査を行った。

私は、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、関係書類を閲覧し、必要と認める場合には質問を行った。また、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等を行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理はNPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び財務諸表等が、特定非営利活動法人ウィーログの令和6年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以 上